道有林基本計画

計画期間　平成２５年度～平成３４年度

北海道水産林務部

目　　次

はじめに　１
第１　道有林の整備・管理に関する基本的な方針
　１　計画策定の考え方　２
　２　道有林の整備・管理を取り巻く情勢　２
　３　道有林が果たすべき役割　５
　４　基本方針　５
第２　森林資源の現況及び事業量の推移
　１　森林資源の現況　６
　２　保安林など制限林等の現況　７
　３　主な事業量の推移　７
第３　公益的機能を維持増進する森林の整備・管理に関する基本的事項
　１　森林の管理　９
　２　森林の整備　９
　（１）森林の取扱いの基本　９
　（２）森林づくり　１２
　（３）主な事業計画　１８
第４　地域の特徴を生かした森林資源の多面的な活用に関する基本的事項
　１　森林資源の循環利用の推進　１９
　２　森林の多面的な活用の推進　１９
　３　新たな施業技術の実証の場としての活用の推進　２０
第５　道民や地域との連携に関する基本的事項
　１　地域と一体となった森林づくりの推進　２０
　２　施業技術の継承と地域への普及　２０
　３　道民の理解と参加の促進　２０
第６　整備管理計画の策定　２１
第７　計画の推進体制
　１　推進体制　２１
　２　推進管理　２２
用語解説

はじめに

道有林は、北海道が所有する約６１万ヘクタールの森林で、北海道の森林面積の約１１％を占めています。道民共通の財産である道有林は、明治３９年（１９０６年）に国から模範林として譲与を受けて以来、長年に渡り時代の要請に応え、豊かな森林資源を背景とした木材生産などにより、産業の振興や経済成長、雇用の確保、道や市町村の財政に寄与するとともに、水源の涵養や国土の保全など森林の持つ公益的な機能を発揮しながら、北海道の発展と地域の産業や道民生活の向上などに貢献してきました。

近年、道民の森林に対する期待は、国土の保全や水資源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止、野生動植物の生育・生息の場など、公益的機能の発揮に対して高くなっています。

知事の諮問機関である北海道森林審議会は、平成１１年に道民のこうした期待に応え得る道有林の管理運営の新しいあり方について提言し、これを受け、道は、平成１４年を始期とする道有林基本計画において、道民共通の財産である道有林を、道民の視点に立ち、道民全体の公益のために整備・管理していくという観点から、道有林の取扱いについての基本を、これまでの公益性と収益性の両方を重んじる考え方から、公益性を全面的に重視する考え方に転換しました。

これにより、道では、道有林の整備・管理を、全ての道民が享受できる公益的機能の維持増進を目的として、道民全体に支えられた事業として位置付けるとともに、森林づくりに対する道民の意識やニーズを把握し、理解と参加を得ながら進めていくこととしました。

こうした中、国では、森林・林業再生の取組を加速するため、平成２１年１２月に「森林・林業再生プラン」を策定し、１０年後の木材自給率５０％以上を目指し、様々な施策を展開しています。また、道では、森林資源の循環利用を推進し、林業再生を加速させるため、森林資源管理体制の強化、森林施業の低コスト化の促進、施設の木造化・木質化の促進、木質バイオマスのエネルギー利用の促進といった４つの取組を重点的に進めてきており、道有林においても、戦後造成してきた人工林資源の現状に対応し、地域に木材・木質バイオマスを安定的に供給する役割が求められています。

本計画は、このような道有林の整備・管理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、道有林の整備・管理について、「北海道森林づくり基本計画」の施策の展開方向に沿って適切に進める観点から、基本方針や基本的事項を明らかにするものです。

第１　道有林の整備・管理に関する基本的な方針

１　計画策定の考え方

（１）計画策定の趣旨

「道有林基本計画」（以下「本計画」という。）は、「北海道有林野の整備及び管理に関する規程」（平成１４年４月１日訓令第１７号）第５条に基づき、道有林の適正な管理と計画的な整備を行うために策定するものです。

本計画は、道有林の整備・管理に関する基本方針や基本的事項を定め、道有林を所轄する森林室に設ける管理区ごとに策定する整備管理計画の基準ともなるものです。

（２）計画の位置付け

本計画は、「北海道森林づくり条例」に基づき策定される「北海道森林づくり基本計画」の趣旨を踏まえ、北海道の森林づくりに係る各種施策の推進に資するものとして策定します。

（３）計画の期間

本計画は、平成２５年度から平成３４年度までの１０年間を計画期間とし、前期５年、後期５年に分けて計画します。

なお、「北海道森林づくり基本計画」の見直しや森林資源の状況、道有林の整備・管理を取り巻く社会情勢等に適切に対応していくため、必要に応じて本計画を見直すこととします。

２　道有林の整備・管理を取り巻く情勢

（１）社会・経済情勢の変化

＜森林に対する道民の期待＞

道民共通の財産である道有林の整備・管理は、森林づくりに対する道民の意識やニーズを適確に把握しながら進める必要があります。平成２４年度に実施された道民意識調査では、地球温暖化の防止、山崩れや洪水などの災害防止、水の貯えや浄化、貴重な野生動植物の生育・生息の場など森林の公益的機能の発揮に対して依然として高い期待が寄せられています。

図１－１　森林の働きに期待すること

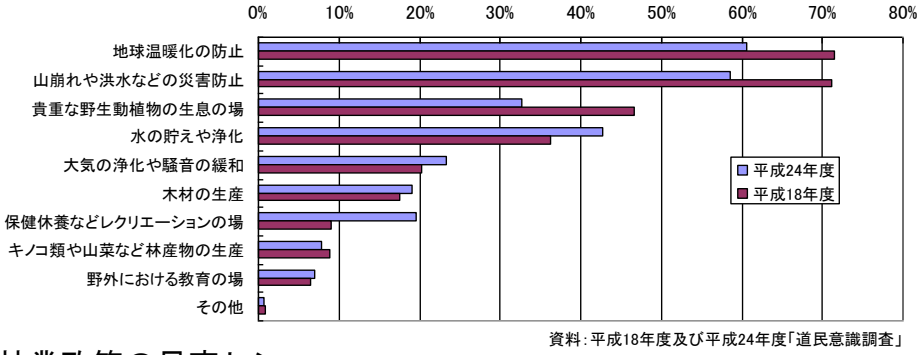

資料：平成18年度及び平成24年度「道民意識調査」

＜森林・林業政策の見直し＞

国では、「森林・林業再生プラン」の実現に向けて、平成２３年に森林法を改正するなど様々な制度、施策の見直しが行われ、適切な森林施業の確保、施業集約化の推進、路網整備の加速化、人材の育成などの取組を重点的に推進することとしています。改正森林法に基づく新たな森林計画制度では、地域が主体となってそれぞれの森林において発揮を期待する機能に応じて５つの森林の区域を設定（ゾーニング）することとなり、道有林のゾーニングについても、市町村と連携して全面的な見直しを行いました。

また、道では森林資源の循環利用による林業再生を加速させるため、人工林資源の循環利用による林業・木材産業の振興と山村地域の活性化に向けた取組を進めています。

＜生物多様性保全等のへの対応＞

国では、平成２０年に「生物多様性基本法」を制定し、平成２２年に開催された「生物多様性条約第１０回締約国会議」（COP10）において、新戦略計画・愛知目標などを採択するとともに、愛知目標の達成に向け「森林・林業基本計画」や「全国森林計画」に生物多様性保全の取組を位置付け、「農林水産省生物多様性戦略」を見直すなど生物多様性保全の取組を推進しています。

また、地球温暖化防止対策については、「気候変動枠組条約第１７回締約国会議」(COP17)において、京都議定書の平成２５年以降の第２約束期間に参加しないこととしましたが、引き続き条約締約国として自主的に地球温暖化防止に取り組んでいくこととしています。

道では、こうした国の動きを受けて、平成２２年には北海道らしい自然共生社会の実現を図るため「北海道生物多様性保全計画」を策定し、地球温暖化防止対策については、平成２１年に「北海道地球温暖化防止対策条例」を制定、翌年に「北海道地球温暖化対策推進計画」を策定し、さらに、平成２３年には森林吸収源対策を推進するため、「北海道森林吸収源対策推進計画」を全面的に改定し、森林の整備・保全や木材利用を推進することとしています。

（２）前計画の取組を踏まえた課題と対応方向

道では、前計画における取組を道民に分かりやすく説明するとともに、道民からの意見を本計画に反映させるため、平成２３年度に道有林が所在する道内１３地域において「道有林野事業評価」の説明会を開催し、次のとおり課題と対応方向をとりまとめました。

＜人工林資源の急速な充実＞

平成２３年時点の森林の蓄積は、平成１９年に対し人工林施業対象地で２３％、天然林施業対象地で１０％、全体で１６％増加しました。また、人工林施業のうち複層林は、面積、蓄積ともに、それぞれ２２％、４２％増加しています。

このように、森林整備により森林の公益的機能の維持増進が図られました。また、利用期を迎える人工林の割合は、林齢構成が偏っているため、平成１９年の１４％から平成２４年の２８％へ増加し、今後更にこの割合が急速に高まり、人工林資源が充実することが予想されます。

一方、トドマツ人工林の一部では、林齢が上がるにつれて腐朽被害率が高い林分が増加し、風害を受けやすくなるなど、高齢化に伴う公益的機能の低下が懸念され、計画的な世代交代を図ることが必要となっています。

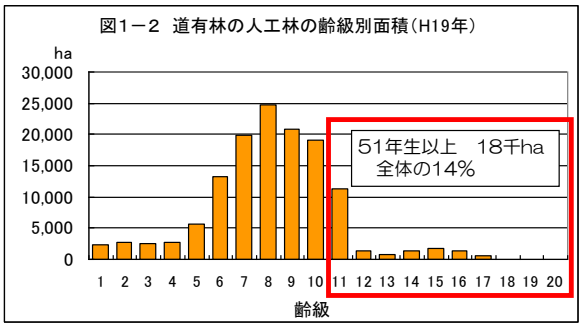

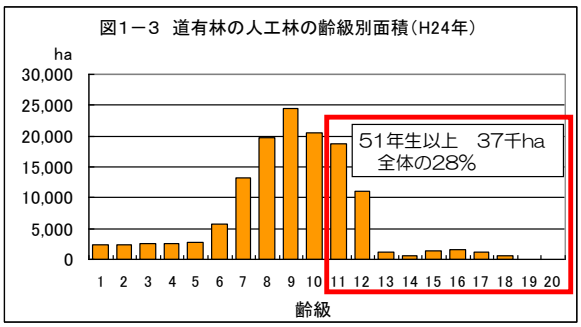

＜森林整備の実績と課題＞

人工林施業については、高齢化した人工林の更新や、保育のための間伐をほぼ計画どおり実施しました。天然林施業については、希少野生動植物や水利用施設への配慮などのため、植込み等、受光伐といった更新が計画量を大きく下回りましたが、中小径木主体の林

分の伐採等を行わないことで全体としては資源の回復が進みました。

一方で、高齢化した人工林が急速に増加することが見込まれることから、小面積で繰り返し伐採・更新する複層林施業だけでは、計画的な世代交代を進めることが難しくなることなどから、森林の状況を十分把握した上で、複層林施業に加え、単層林施業も導入し、計画的かつ効率的な更新と木材・木質バイオマスの供給を進めることも必要です。

表１－１　前計画における森林整備事業の実績・実行率

単位：ha、％

項目		計画量	実績	実行率
人工林	植栽	5,189	5,059	97%
	間伐	31,742	29,669	93%
	受光伐	3,754	3,224	86%
天然林	植込み等	3,719	2,513	68%
	間伐	2,975	2,914	98%
	受光伐	3,632	1,799	50%
合計	植栽等	8,908	7,572	85%
	間伐	34,717	32,583	94%
	受光伐	7,386	5,023	68%

＜地域が主体となった取組＞

前計画では、地域の特徴を生かした取組を次のとおり進めました。

- 森林環境を守る SGEC 森林認証の取組（網走西部、網走東部、胆振管理区）
- 漁協などと連携した「森と川と海の連環の森づくり」（網走東部管理区）
- 市町村、私有林と一体となった森林整備の推進（胆振管理区）
- 国有林と連携した生物多様性保全のための区域設定の検討（日高、上川南部管理区）
- アオダモ資源確保と技術確立のための「バットの森」づくりの推進（胆振管理区）
- 研究機関等と連携したエゾシカ対策の実施（釧路管理区）　　など

道有林の多面的な機能を活用して地域に貢献するため、今後も、こうした地域と一体となった取組を推進することが必要です。

＜道民の理解と参加の促進＞

前計画では、基本方針の一つである「道民との合意形成の推進」を図るため、道有林をフィールドとした森林教室や「地域住民と創る道有林」などを開催し、道民意見の反映に取り組みました。

前計画期間の５年間で森林教室等が年間約 500 回開催され、延べ約１３万人の道民が参加しました。行事を開催した際に実施したアンケート調査では、約７割の方が、「道民の意見が道有林の整備・管理に反映されている」と回答しています。

また、平成２３年９月～１０月に開催された「道有林野事業評価」の説明会には、１７５名の道民が参加し、「道有林の PR が不足しており、情報公開を要望する」、「公益的機能の維持増進とともに、人工林資源の保続が可能な資源の循環利用を推進してほしい」、「エゾシカから道有林を守るため捕獲を念頭に置いた取組が必要」など、１７６件の意見が寄せられました。

このように、道民の理解と参加の促進の取組により道有林の認知度は高まりつつありますが、道民意見を道有林の森林づくりに反映するためには、引き続き、道民の理解と参加の促進を図ることが必要です。

表１－２　道有林の利活用等の状況

単位：回、人

区分	開催回数	参加者
平成19年度	555	27,973
平成20年度	544	30,389
平成21年度	500	26,909
平成22年度	409	23,455
平成23年度	428	20,050
合計	2,436	128,776

図１－４　道民意向評価（アンケート調査）

問：道民の意見が、道有林の整備・管理に反映されていると思いますか？

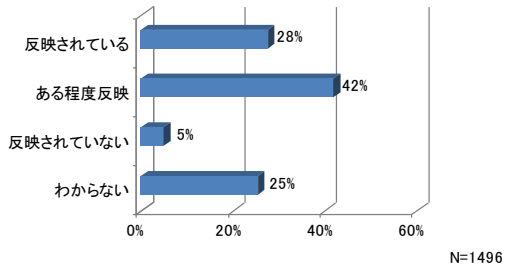

３　道有林が果たすべき役割

（１）全ての道民が享受できる森林の公益的機能の維持増進

道は、保安林など公益性が高い森林と木材供給の役割を担う人工林を道有林として一体的に整備・管理しており、明治３９年の創設以来の長い森林づくりの歴史の中で、時代の要請に対応しながら、木材販売収入による地方財政への寄与、林業経営の模範、木材生産による地域振興、森林の公益的機能の維持増進など社会的な役割を果たしてきました。

道民共通の財産である道有林では、道民全体の理解を得ながら、公益のために整備・管理していくという観点から、公益的機能の維持増進を図ることが必要です。

（２）森林資源を活用した地域振興への貢献

道有林には、木材・木質バイオマスの安定的な供給を通じて、林業及び木材産業等の健全な発展を推進し、地域振興・雇用へ貢献することはもとより、観光資源や水資源の供給、漁場の保全など地域に密着した様々な役割が求められており、地域振興に貢献する観点から、こうした地域のニーズに応じ、道有林の森林資源の活用を図ることが必要です。

（３）森林施業の技術者等の育成・確保及び施業技術・技能の開発・普及

道有林は、創設以来、林業経営の模範を示すことを役割の一つとし、その整備・管理の実践を通じ、研究機関と連携しながら森林施業の技術を培い、専門知識を有する技術者を育ててきました。技術的な蓄積や技術者を有する道有林は、こうした知的・人的資源を活用し、地域の森林づくりに貢献するため、技術者・林業事業体の育成・確保や技術・技能の継承に努めるとともに、新たな施業技術や技能の開発、地域への普及を図ることが必要です。

４　基本方針

道有林を取り巻く情勢や前計画に対する事業評価、道有林が果たすべき役割を踏まえ、本計画における基本方針を次の３点とし、公有林として道民の負託に応えるよう道有林の整備・管理を進めます。

（１）公益的機能を維持増進する森林の整備・管理の推進

水源地域の森林整備や生物多様性の保全など森林の公益的機能の維持増進を図るため、道有林の全ての森林において公益的機能の発揮を重視した森林の整備・管理を推進します。

（２）地域の特徴を生かした森林資源の多面的な活用の推進

道有林に対する地域からの期待に応え、その価値を最大限に発揮するため、地域ごとに異なる森林の特徴や取り巻く地域の社会経済情勢を踏まえ、人工林の計画的な伐採、更新と木材・木質バイオマスの効率的・安定的な供給による森林資源の循環利用をはじめ、豊かな自然の観光資源としての活用、農業や漁場の保全のためのきれいな水の安定的な供給など地域の特徴を生かした森林資源の多面的な活用を推進します。

（３）道民や地域と連携した森林づくりの推進

道民全体の理解を得ながら地域に根ざした道有林の整備・管理を進めるため、全ての道民が道有林を憩いの場や「木育」などの取組の場として利用することを通じて、森林に対する理解を促進するとともに、森林認証の取得、所管を越えた一体的な森林整備といった地域からのニーズに応じた取組、技術者・林業事業体の育成・確保、施業技術の普及を進めるなど、道民や地域と連携した森林づくりを推進します。

第２ 森林資源の現況及び事業量の推移

１ 森林資源の現況

道有林の面積は、６０８千ヘクタール、蓄積は８，９５３万㎥であり、このうち人工林は、面積１３３千ヘクタール、蓄積２，７５２万㎥、天然林は、面積４５４千ヘクタール、蓄積６，１９９万㎥で、道有林全体に占める人工林の割合は、面積で２２％、蓄積で３１％になります。また、道有林では、主伐・受光伐、間伐、植栽等の施業を行う「一般施業林分」と、急傾斜地等における林地保全、森林景観の保全、希少な野生動植物の保護などのため、原則として主伐・受光伐を行わない「保全施業林分」に森林を区分しています。

人工林は、間伐などを必要とする育成途上の森林が多くありますが、５１年生以上の高齢の森林も急速に増加しつつあります。樹種別面積は、トドマツが６８％、エゾマツ類が１４％、カラマツ類が１３％、スギが３％などとなっており、また、人工林（一般施業林分）のうち、標準もしくは標準以上の良好な生育状況を示している森林はその約７割になっています。

天然林は、全体として中小径木が主体の森林が多くを占めていますが、成熟した森林や立木本数が少ない疎林もあります。また、一部には、パッチ状に人為的に植込みをした林分やかき起しにより天然更新した林分が介在しています。

表２－１ 道有林の森林資源の現況(平成24年4月1日現在)

区分			面積（千ha）	蓄積（千m3）	ha当たり蓄積（m3/ha）
人工林	一般施業林分	単層林	114.5	24,430	213
		複層林	9.4	1,751	187
	保全施業林分等		8.9	1,333	150
	計		132.7	27,515	207
天然林	一般施業林分		220.2	37,322	170
	保全施業林分等		233.7	24,672	106
	計		453.9	61,994	137
その他（除地等）			21.7	25	1
合計			608.4	89,534	147

※一般施業林分とは、伐採、植栽などの森林整備を行う森林

※保全施業林分等とは、急傾斜地等における林地保全、森林景観の保全、希少な野生動植物の保護などのため原則として主伐を行わない森林や試験林、分収林、樹木園など特別の目的で管理されている森林

（参考）人工林の生育状況別面積(一般施業林分のみ)

区分	面積（千ha）	蓄積（千m3）	ha当たり蓄積（m3/ha）
植栽木の成長が人工林成長予想表に見合う成績(70%より良い)の林分	86.1	19,497	226
植栽木の成長が人工林成長予想表を下回る成績(70%以下)の林分	37.7	6,684	177

図２－１ 人工林の齢級別面積

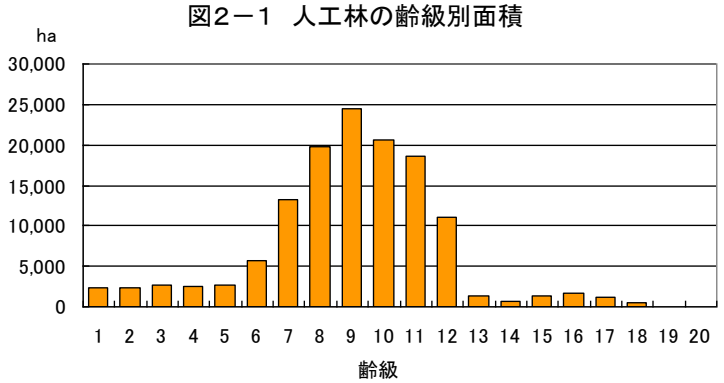

図２－２ 人工林樹種別面積割合

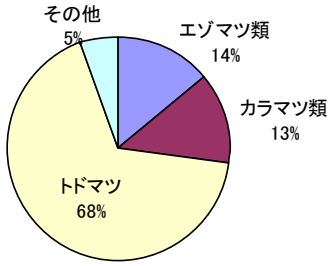

※齢級とは、5年を一括りにし、林齢1～5年を1齢級、6～10年を2齢級、以下同様に林齢によって分けた階級
※平成24年4月1日現在の現況

2　保安林など制限林等の現況

道有林の約９割の森林が水源の涵養などを目的とする保安林や自然公園などの制限林になっており、これらの制限林では、法令等により立木の伐採などについて規制がかけられています。

また、道有林では「保全施業林分」として、林地保全林、森林環境育成林、保健利用林、保護林など２４万ヘクタールを設定しています。

表２－２　主な制限林の種類別面積

単位：千ha

主な制限林の種類		面積	道有林全面積に占める割合
保安林	水源かん養保安林	347.6	57%
	土砂流出防備保安林	183.4	30%
	干害防備保安林	18.0	3%
	防霧保安林	18.2	3%
	魚つき保安林	26.4	4%
	保健保安林	37.0	6%
	保安林実面積合計	558.2	92%
自然公園特別地域内の森林	国立公園	11.9	2%
	国定公園	42.4	7%
	道立公園	13.8	2%
道自然環境保全地域（特別地域）		2.9	0%
鳥獣保護区（特別保護地区）		1.4	0%
史跡名勝天然記念物		4.9	1%
制限林実面積合計		559.6	92%

※各種制限林は重複して指定される場合があるため、種類別面積の合計は「保安林実面積合計」、「制限林実面積合計」と一致しない。

表２－３　保全施業林分の種類別面積

単位：千ha

区　分	面積	道有林全面積に占める割合
樹木園・採種園	0.2	0%
保健利用林	2.1	0%
森林環境育成林	100.0	16%
保護林	2.4	0%
林地保全林	59.0	10%
更新困難地	77.4	13%
保全施業林分面積合計	241.1	40%

3　主な事業量の推移

更新及び間伐作業の実施に必要な施業道の開設について、効率性などを考慮して１０年間で１３３Km整備しました。

図２－３　施業道開設延長

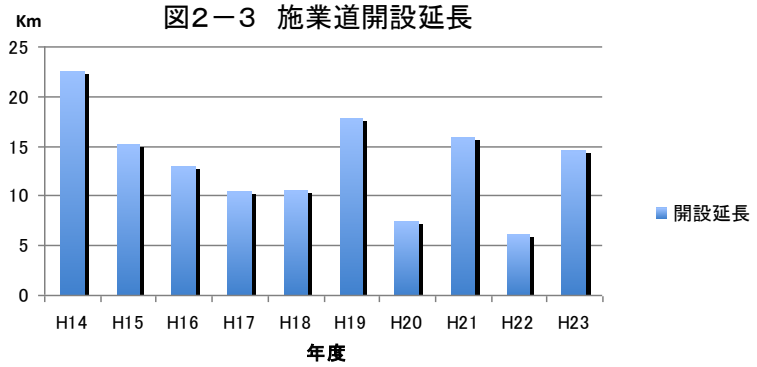

天然林受光伐は１０年間で約1/4に減少させ、人工林受光伐をほぼ倍増させました。

図２－４　伐採事業面積の推移

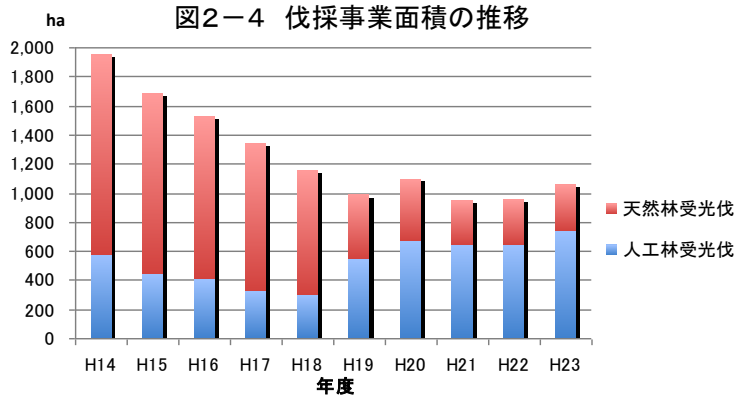

平成１６年と平成１８年に発生した風倒被害のため、平成１９年度以降人工林植栽等の事業面積を増加させました。天然林の植込み等は、天然林受光伐を減少させたことから事業量は大幅に減少しています。

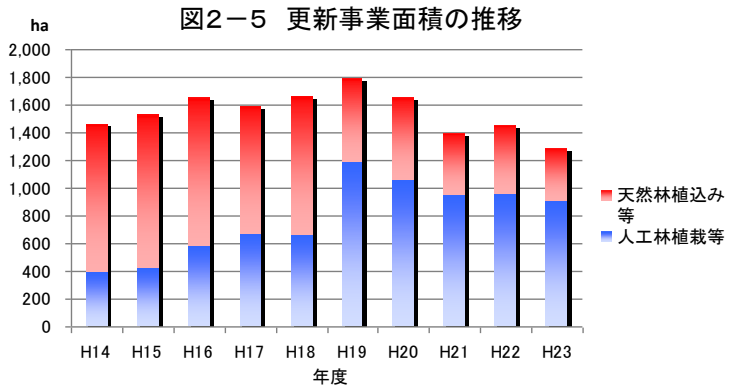

平成１６年と平成１８年に発生した風倒被害や人工林の高齢化による間伐対象林分の減少のため、間伐事業面積は減少傾向となっています。

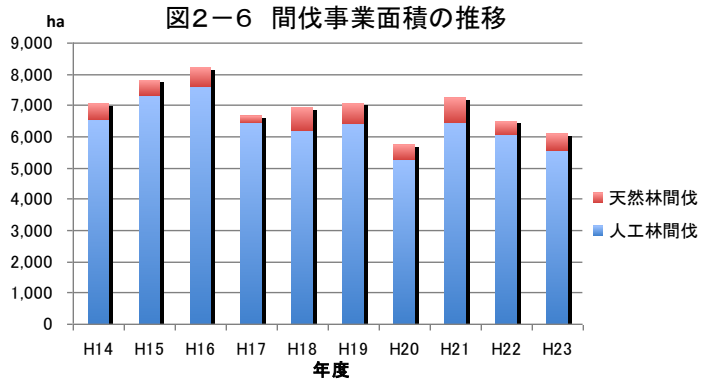

第３ 公益的機能を維持増進する森林の整備・管理に関する基本的事項

１ 森林の管理

（１）森林の巡視

道民共通の財産である道有林を適正に管理するため、一般道民に開放している林道をはじめ、林野管理施設等の点検、産物の不法採取、森林への不法投棄等への対応に努めるとともに、森林被害の調査や林野火災予防の普及啓発の徹底を図ります。

（２）保安林等の指定・適切な管理による森林の保全

道有林は、約９割が水源の涵養や土砂の流出の防備などの保安林に指定され、また、優れた自然の風景地などを保護し、利用の増進を図ることを目的として自然公園等に指定されており、森林の持つ公益的機能の維持増進を図るため、これらの法的制限による森林の適切な保全管理に努めます。

（３）入林者への情報提供と普及啓発

道民の森林づくりへの理解と参加を推進するため、道有林を広く開放し、森林とのふれあいを促進することとしており、登山や森林レクリエーションなど道有林への入林者の利便性の向上や情報提供に努めるとともに、入林マナーの向上などの普及啓発に努めます。

特に、深刻化するエゾシカによる農林業被害を踏まえ、エゾシカ捕獲の促進を図るため、狩猟入林者への積極的な情報提供に努めます。

（４）森林の利活用

道有林をフィールドとした道民による森林の利活用を促進するため、そのニーズに応えるよう登山道などレクリエーションに供する森林の適切な管理に努めます。

また、道有林は、公共性・公益性が高く道民生活に必要不可欠な道路や送電線路をはじめ、スキー場等のレクリエーション施設、鉱物採掘用地などとして活用されており、地域の振興に大きく寄与していることから、引き続きこれらの貸付地が適切に管理されるよう指導に努めます。

２ 森林の整備

（１）森林の取扱いの基本

ア 地域ごとの森林の特徴

北海道の森林は、冷温帯から亜寒帯への移行帯にあり、道南の渡島・檜山地方から後志地方南部にかけては、冷温帯の代表樹種であるブナを主体とする森林が分布しています。道央から道東・道北の平地にはミズナラ、エゾイタヤ、シナノキなど温帯性の落葉広葉樹林、山岳部などには亜寒帯性（北方性）針葉樹林、両者の中間地帯に広葉樹と針葉樹が混ざりあう針広混交林の大きく３つのタイプの森林が分布*しています。

これらの森林は、各々の場所の気象条件や地形、土壌などの自然条件や人為的な影響によって、単一の樹種からなる純林や色々な樹種が様々な組み合わせ・割合で混ざり合っている森林があります。さらに、カラマツ、トドマツ、スギなどの人工林も森林面積の３割に達しており、北海道の森林の成り立ちをより多様なものにしています。

＊ このような冷温帯（ブナ林帯）から亜寒帯（針葉樹林帯）への移行帯は、北海道から南サハリン、千島列島の西部、中国東北部、ロシア沿海州などに広がっており、汎針広混交林帯と呼ばれています。

道有林は、次に紹介するとおり、全道各地に分布しているため、北海道の森林の特徴をほぼ見ることができます。

＜道央広域連携地域（後志、胆振、日高、空知管理区）＞

羊蹄山やニセコ連峰、アポイ岳、雨竜沼湿原など有名な山岳地帯に位置し、ブナの北限（後志管理区）やアカエゾマツの南限の保護林（日高管理区）があり、日高管理区、胆振管理区では、キタゴヨウ、コナラ、アカシデなど、道内の他地域ではほとんど見られない樹種が自生しています。

＜道南連携地域（渡島東部、渡島西部管理区）＞

渡島半島の南端に位置し、天然林はブナなどを主体とした広葉樹林、人工林はトドマツ、スギが主体となっています。原生的な景観を呈しているブナ保護林や、江戸時代に植えられた荘厳なスギの大径木など貴重な森林が見られます。

＜道北連携地域（上川南部、留萌、上川北部管理区）＞

大雪山やピヤシリ岳、暑寒別岳の裾野などに位置し、日本海側では強い季節風、内陸では寒冷･多雪など厳しい自然条件のもと、トドマツやカラマツの人工林が生育し、天然林の原生保存林等には大径木が多く残り原生の姿を見ることができます。

＜オホーツク連携地域（網走西部、網走東部管理区）＞

オホーツク海に面する北見山地北部、北見地方に位置し、網走西部管理区ではフェーン現象等で過去に大きな山火事が発生しており、再生した森林はウダイカンバ、ミズナラ等を主体とする広葉樹林が多く見られます。網走東部管理区は、気象、土壌条件が良いことからカラマツ、トドマツ、アカエゾマツの優良な人工林が多くあり、針広混交の天然林が広がっています。

＜十勝連携地域（十勝管理区）＞

白糠丘陵から十勝平野にかけて位置し、トドマツ、カラマツを中心とした優良人工林が見られるほか、浦幌川流域には、トドマツを主体とした蓄積の高い天然林や、ミズナラ、ハルニレなどの大径木からなる広葉樹原生保護林があります。

＜釧路・根室連携地域（釧路管理区）＞

カキ、アサリ等の養殖が盛んな厚岸湖の周辺に位置し、トドマツ人工林や蓄積の高い天然林が見られます。このうち太平洋に面した森林は、この地方特有の夏季の海霧から地域住民の生活を守る防霧林としての役割も発揮しています。また、他地域では、ほとんど見られないシロエゾマツの保護林など貴重な森林も見られます。

イ　目指す森林の姿

森林に対する地域のニーズは様々で、水源の保全・涵養が求められている地域、漁業資源の保護の観点などから水質の保全が求められている地域、自然災害から道民生活を守るため保全が求められている地域、自然公園など景観や生態系の保全が求められている地域、安定的な木材・木質バイオマスの供給が求められている地域などがあります。森林の現況についても、人工林・天然林の割合や林齢構成、地形条件など様々な特徴があることから、道有林においては、地域の森林を河川の支流域などを単位とした小流域（団地）に区分して森林の整備・管理を推進しています。

森林の生物多様性の保全及び持続可能な利用の観点からは、こうした一定の面的な広がりにおいて、原生的な森林、針葉樹林や広葉樹林、これらが混交した針広混交林、渓流沿いに特有の渓畔林、希少な老齢林、人工林など地域の自然条件や立地条件に応じた様々なタイプの森林がバランスよく配置されていることが重要です。

このことから、本計画では、道有林の目指す森林の姿を、地域ごとの森林の特徴を踏まえ、地域固有の森林生態系を基本とし、小流域を単位とした面的な広がりの中で様々な樹種、林齢、林種の林分がモザイク状に配置された森林とします。

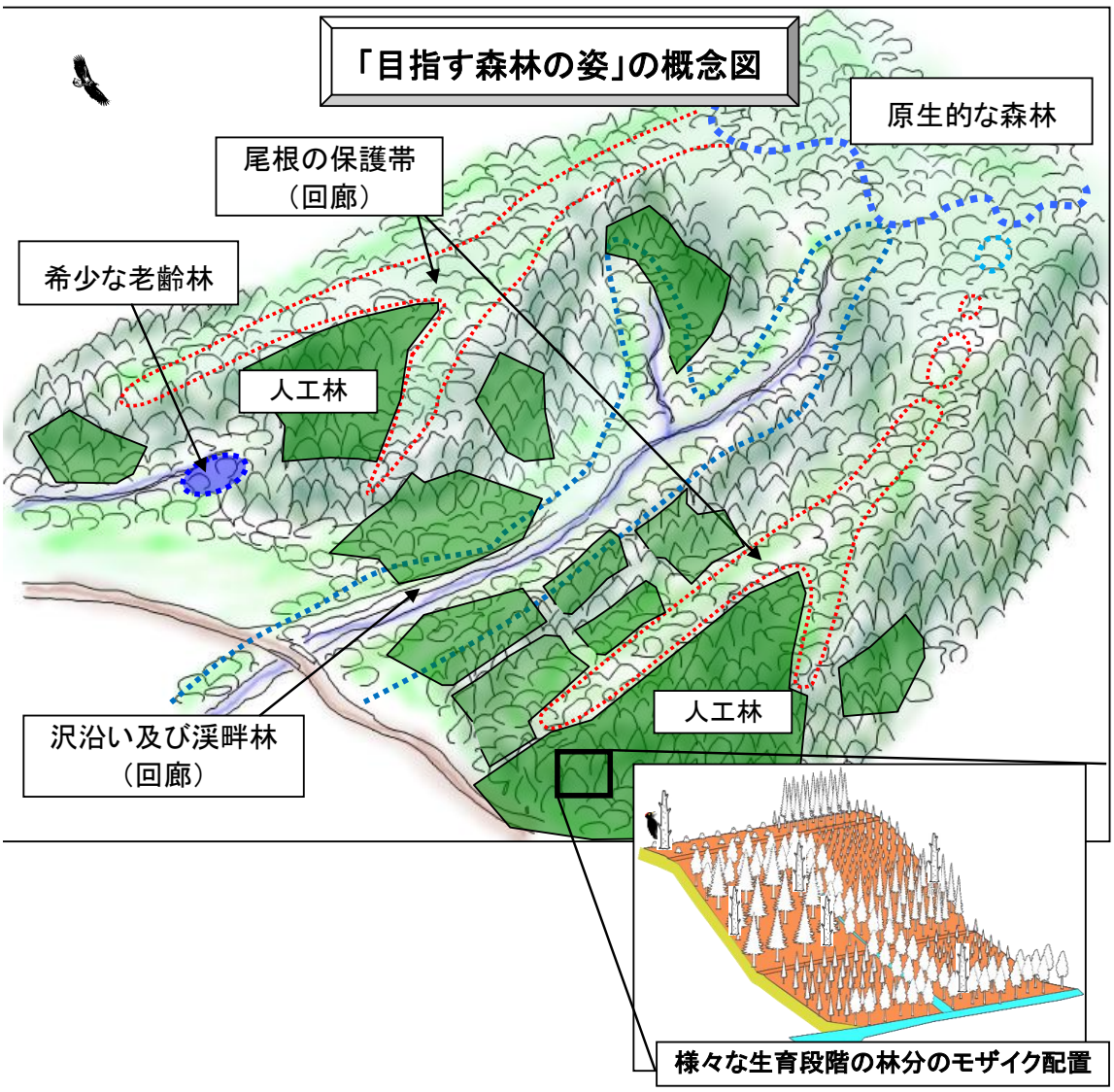

ウ　森林のゾーニング

森林は水源涵養や山地災害防止、二酸化炭素の吸収・貯蔵、野生動植物の生育・生息の場、木材等の供給など多面的な機能を有していますが、一定の面的な広がりにおいて、これらの多面的な機能を同時に発揮できるように森林を整備・管理することが重要です。

森林のゾーニングは個々の森林が発揮している様々な機能に応じて森林を区分し、区域ごとに森林の取扱いの基本を定めるものです。この森林の取扱いの基本に沿って森林づくりを進めることにより、森林の多面的な機能を総合的に発揮させるようにします。

道有林ではこれまで、森林法に基づく全国統一の３区分を独自に更に細分化した５区分とした上で、公益性を重視する考えのもと、森林資源の状態を勘案し、「資源の循環利用林」は設定してきませんでした。

しかし、平成２３年度の改正森林法に基づくゾーニングの見直しにより、国が一律に定める３区分が廃止され、市町村が主体的に森林の諸機能等を踏まえた５区分（水源涵養林、山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林、木材等生産林）の森林の区域を設定することとなり、

① 機能別としたことできめ細かい区域の設定が可能

② 生物多様性の保全にも適切に対応

③ 木材等生産機能や水源涵養機能等の重複も可能

とされたことから、道有林では、市町村と連携して地域の特徴に応じた道有林のゾーニングを行うこととし、全域について公益的機能を重視する森林に区分するとともに、人工林がまとまっている区域については、木材等生産林を水源涵養林などの公益的機能別施業森林と重複して設定します。

表3－1 道有林の主なゾーニング別面積

単位：千ha

主な森林の区域	面積	割合
水源涵養林	333.3	55%
水資源保全ゾーン	43.6	7%
山地災害防止林	263.9	43%
生活環境保全林	12.7	2%
保健・文化機能等維持林	94.0	15%
生物多様性ゾーン(水辺林タイプ)	11.8	2%
生物多様性ゾーン(保護地域タイプ)	33.5	5%
木材等生産林(全て水源涵養林等と重複設定)	35.6	6%

※面積は、各区域の重複があるため、道有林総面積と一致しない。
※水資源保全ゾーン、生物多様性ゾーンは上乗せして設定
※割合は、道有林総面積に対する百分率
※平成24年4月1日現在

表3－2 道有林におけるゾーニングの考え方

森林の区域	重視すべき森林の機能	該当する主な森林の種類	森林の取扱いの基本
水源涵養林	水源涵養機能	水源涵養保安林、干害防備保安林など法令による制限林	複層林施業、長伐期施業により森林の健全性を保ちながら目指す森林に誘導する。
水資源保全ゾーン		水道取水施設等の上流の森林など	複層林施業を基本とし、伐採面積の縮小及び分散化に努める。
山地災害防止林	山地災害防止機能/土壌保全機能	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林など法令による制限林や林地保全林など	伐採面積の縮小及び分散化を図るとともに、複層林施業、長伐期施業により森林の健全性を保ちながら目指す森林に誘導する。
生活環境保全林	快適環境形成機能	防風保安林、防霧保安林など法令による制限林や環境緑地保護地区	防風、防霧などの機能の維持・向上や人々が入林しやすい森となるよう間伐、計画的な更新などの整備を行う。
保健・文化機能等維持林	保健・レクリエーション機能/文化機能/生物多様性保全機能	自然公園特別保護地区、自然環境保全地域など法令による制限林、保護林など道有林独自の自然環境を保全する森林など	天然林は原則として自然の状態を保全・保護し、人工林は周辺の天然林に近づけるよう誘導する。また、森林学習や利活用に供するため危険木の除去などの環境整備を行う。
生物多様性ゾーン 水辺林タイプ	生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林のうち、生物多様性保全が特に求められる河川両岸の森林など	原則として自然の推移に委ねるが、必要に応じて修復、保育作業を行う。
生物多様性ゾーン 保護地域タイプ	生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林のうち、生物多様性保全が特に求められる保護林、生物多様性保全の森林など	原則として自然の推移に委ねるが、必要に応じて修復、保育作業を行う。
木材等生産林（水源涵養林などと重複して設定）	木材等生産機能	水源涵養林などのうち、林木の生育に適した森林で、まとまった面積の人工林があり効率的な施業が可能な森林など	水源涵養林に準ずるほか、土砂流出の恐れのない箇所などでは単層林施業も導入して、木材等の持続的、安定的供給が可能な森林に誘導する。

エ 生物多様性の保全の取組

道有林は、奥地に広く所在する国有林と人工林を中心とする一般民有林の中間的な位置に所在しています。このため、希少な野生動植物が生育・生息する森林や河川、渓流の周辺及び尾根沿いの森林などの連続性（回廊）を確保し、生物多様性の保全を

図る上でも重要な役割を担っており、複数市町村に跨る広域的な森林を一体として適切に管理していく必要があります。

また、生物多様性基本法の基本原則の一つである「生物の多様性の持続可能な利用」に向けては、戦後築きあげてきた人工林を中心に間伐等の森林整備を適切に行っていくとともに、伐採、更新を通じて様々な生育段階の森林を造成し、生物多様性の保全と持続可能な利用を図っていく必要があります。

このため、希少な野生動植物の生育・生息の場の保全、渓畔林などの森林の連続性（回廊）の確保を進める取組として、国有林や一般民有林と連携した生物多様性保全のための区域設定の検討を進めるとともに、高齢化した人工林においては、様々な生育段階の森林がモザイク状に配置されている状態への誘導を進めます。

なお、施業に当たっては、引き続き、渓流への配慮や枯損木、空洞木や食餌木を残置するなど希少な野生動植物への配慮に努めます。

また、研究機関と連携して、野生動物も含めた森林の管理目標を立て、森林生態系や河川水濁度のモニタリングを行いながらその結果に合わせて柔軟に森林施業の見直しと修正を行う順応的管理のモデル的な導入に取り組んでいきます。

（２）森林づくり

ア　ゾーニングに基づく森林施業の方法

森林づくり（森林整備）とは、森林の現況などに応じて、適切かつ計画的に植栽や保育、伐採を行うことにより森林の多面的機能の持続的な発揮を図るものであり、植栽や保育、伐採などの具体的な取扱方法の組合せを「施業方法」と言います。道有林の施業方法には、森林を複層状態に維持又は誘導する「複層林施業」、単層状態に維持又は誘導する「単層林施業」、人工林を積極的に天然林に誘導する「混交林施業」、現行天然林で行う「天然林施業」、林地保全や希少野生動植物保護などのため、原則として主伐・受光伐を行わない「保全施業」などがあります。

平成１４年度を始期とする道有林基本計画では、公益的機能の維持増進を目的として森林整備を行うことから、木材生産を第一義とする伐採は行わず、木材の収穫を目的とする「主伐」という考え方を廃止し、既存の稚樹や新たに植え付ける苗木が太陽の光を受け健全に成長することを目的とした「受光伐」という考え方を全ての森林に導入し、複層林施業を基本とした森林の整備・管理を実施してきました。

しかし、受光伐を導入した平成１４年当時、５％程度だった５１年生以上の人工林は、平成２４年には２８％と大幅に増加しており、今後、植栽木の高齢化に伴う公益的機能の低下を防ぐためには、計画的な世代交代を効率的に進めていく必要があります。

このため、本計画では全ての森林に対し、一律に受光伐の考え方を適用する取扱いを見直し、人工林においては、ゾーニングごとの森林の取扱いの基本に沿って、森林資源の循環利用を目的とする主伐も導入し、林齢構成の平準化を図るとともに、複層林施業、長伐期施業などにより多様な森林づくりを進めます。

具体的には、水源涵養林、山地災害防止林、生活環境保全林では、これまでの受光伐の考え方に沿った、複層林施業を基本とし、このうち、木材等生産林を重複して設定した人工林では、森林資源の循環利用を推進するため、公益的機能を確保しながら主伐を行う単層林施業や複層林施業を導入し、多様な方法による森林づくりを進めます。

保健・文化機能等維持林では、原則として主伐・受光伐を行わない保全施業、人工林を天然林に誘導する混交林施業を基本とします。

表3－3 ゾーニングに基づく森林施業の方法

森林のゾーニング	林種	伐採の目的	主な伐採種	主な施業方法※1
水源涵養林、山地災害防止林、生活環境保全林	人工林	＜受光伐＞ 公益的機能の維持増進	皆伐（1ha未満等）※2 択伐 間伐	複層林施業 （混交林施業 保全施業）
	天然林		択伐 間伐	複層林施業 保全施業
保健・文化機能等維持林	人工林	＜受光伐＞ 公益的機能の維持増進	択伐 間伐	混交林施業 保全施業 （複層林施業）
	天然林		択伐 間伐	保全施業 （複層林施業）
木材等生産林 （水源涵養林などと重複して設定）	人工林	＜主伐＞ 森林資源の循環利用	皆伐（一定面積※3以下） 択伐 間伐	単層林施業 複層林施業 （混交林施業 保全施業）
	天然林	＜受光伐＞ 公益的機能の維持増進	択伐 間伐	複層林施業 （保全施業）

※1　主な施業方法の記載順位は、施業選択の際の優先順位を表す
※2　複層林施業における皆伐には、伐区面積1ha未満の群状伐採（皆伐）と伐採する帯の幅40m未満の帯状伐採（皆伐）がある。
※3　皆伐の「一定面積」は、法令等の定めによるほか、森林の公益的機能の維持増進が確実となるよう整備管理計画において上限面積を定めます。

図３－１　施業方法（森林の取扱方法）の基本の概念図

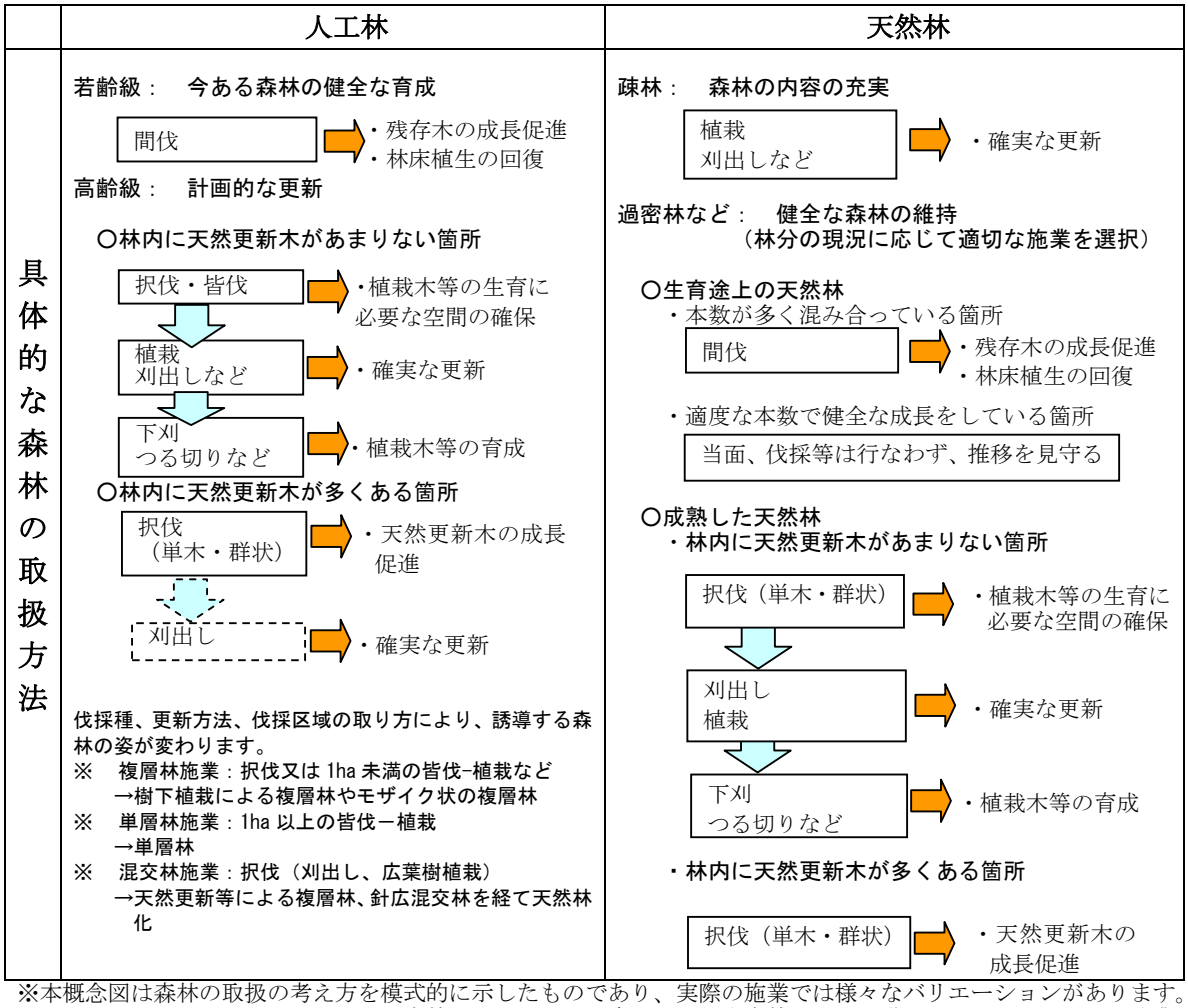

※本概念図は森林の取扱の考え方を模式的に示したものであり、実際の施業では様々なバリエーションがあります。
刈出し　：　ササに埋もれている自然発生した稚樹を育てるためや自然発生の促進のためにササを刈払う作業
下刈り　：　人工造林等による植栽木の成長を促進するため、周囲のササや草を刈払う作業
つる切り　：　植栽木等にからみつく蔓類を取り除く作業

イ　路網の整備

路網は効率的な森林の整備をはじめ、森林の巡視などの森林の管理、さらには道民による道有林の利活用に必要な施設です。特に、森林整備により産出した木材・木質バイオマスを有効に利用し、森林資源の循環利用を進めるためには、高性能林業機械を活用した効率的な作業システムの導入を促進するとともに、作業システムに対応した合理的な路網配置となるよう路網の整備を進め、生産コストの低減を図ることが不可欠です。

このため、人工林の伐採、更新及び間伐など施業の低コスト化が必要な木材等生産林などにおいて、効率的な作業システムに対応するよう、用途に応じて路網を「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」等に区分して整備します。

具体的には、環境負荷を十分考慮しながら、整備が完了している幹線路網となる林道を中心にして、運材などに利用する林業専用道や主に林業機械が走行する森林作業道を作業システムに応じて開設します。

また、道民に開放している林道などについて、走行の安全を確保するために改良及び効率的な維持補修に努めます。

ウ　人工林施業

道有林の約２割を占める人工林には、水源の涵養や間伐等適切な整備による二酸化炭素吸収量の確保など公益的機能の発揮のほか、木材供給等による地域振興への貢献が期待されています。

人工林の現状は、林齢構成が偏っているため、間伐などを必要とする育成途上の森林は減少し、利用期を迎える森林が急速に増加しており、このまま推移すると１０年後には約６割が５０年生を超えることが予想されます。

一方、高齢化したトドマツ人工林の一部では、樹木の抵抗力が低下して菌類による立木の腐朽が進行し、風害を受けやすくなるなど森林の健全性が損なわれ、二酸化炭素吸収機能などの森林の公益的機能の低下も懸念されます。

また、地位、地形、気象等の立地条件により生育状況も様々で、植栽木が健全に生育した優良な人工林だけでなく、生育が不良で広葉樹が侵入している箇所も見られます。

このため、植栽木の生育状況の違いにより森林を仕分し、生育状況と面的なまとまり具合、路網整備の状況や自然条件を見極め、複層林施業や単層林施業のほか、人工林を天然林に誘導する混交林施業など様々な施業方法により森林の多面的な機能が最高度に発揮できる森林づくりを行います。

具体的には、ゾーニングに基づく森林施業の方法に基づき、

- 林齢構成に偏りがある人工林においては、樹種特性を踏まえ、複層林施業や単層林施業など多様な施業方法により計画的な伐採、更新を進め、様々な生育段階の森林がモザイク状に配置された状態に誘導していきます。
- 植栽木の生育が不良な人工林については、天然更新した広葉樹を生かした天然林への誘導などに取り組みます。
- 間伐については、森林施業の低コスト化を図るため、列状間伐の積極的な実施、林分の現況などに応じた伐採率の引き上げと間伐サイクルの長期化のほか、高性能林業機械を活用した効率的な作業システムの導入を促進します。
- 更新木については、植栽による確実な更新のほか、刈出しなど自然力を生かした方法も積極的に取り組みます。

図３－２　植栽木の生育状況に応じた施業方法

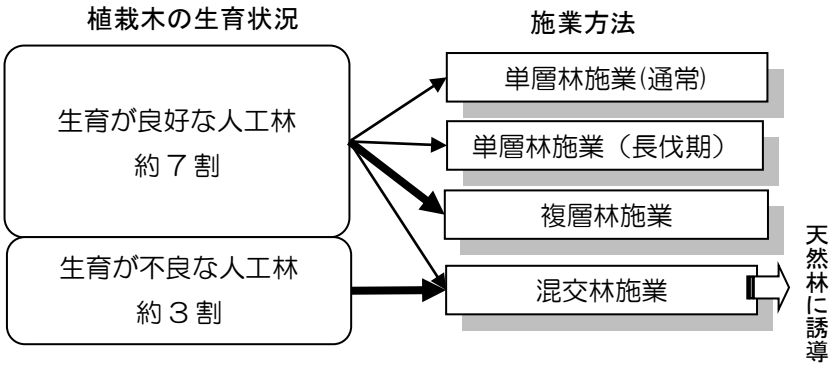

エ　天然林施業

道有林の約７割は天然林であり、天然林の森林づくりは、森林の多面的な機能の発揮のために極めて重要です。

天然林は、過去の長年に渡る伐採により大径木が減少し、北海道の豊かな自然を象徴する鬱蒼とした森林は少なくなりました。しかしながら、近年の伐採抑制により、平成１４年当初にha当たり１１９㎥であった蓄積は、平成２４年では１３７㎥に増加しており、着実に資源の回復が図られています。

天然林の約５割（２３３．７千ha）は、原則として受光伐を行わない「保全施業林分」に区分し、急傾斜地等における林地保全、森林景観の保全、希少な野生動植物の保護などを図ります。

また、「一般施業林分」のうち、中小径木主体の森林は、適度な本数で健全な成長を続けており、当面、伐採等は行わず、自然の推移に委ねることにより、高い蓄積を持つ森林に復活することが見込まれます。

一方、択伐や間伐によって林内照度の改善が必要な過密林、植栽などの更新を必要とする疎林では、それぞれの現況に応じた適切な施業が必要です。特に疎林での更新は、新たな二酸化炭素吸収源をつくることにつながることから、地球温暖化防止の面でも極めて重要です。

このことから、森林の現況や各地域の特性に応じた施業を進めることとし、具体的には、ゾーニングに基づく森林施業の方法に基づき、

- 立木本数の少ない疎林で地域の水源になっている森林は、植栽などにより更新木を確保して、森林の内容の充実を図ります。
- 「一般施業林分」では、森林の現況などをきめ細かく把握し、当面、施業を見合わせたり、択伐と植栽などによる更新木の確保を図り、徐々に目指す森林の姿に誘導します。
- 更新木確保の具体的な方法としては、刈出しなど自然の力を生かした方法を優先します。

オ　保安林機能の増進

国土の保全、水源の涵養、生活環境の保全などの森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な保安林などにおいて、治山施設の設置や機能の低下した森林に対して効果的かつ効率的な整備を行い、道有林の公益的機能の発揮を図ります。

カ　自然力を生かした次世代更新の推進

人工林、天然林を問わず、森林とその機能を持続させるためには、次世代を担う稚樹を確保することが重要です。

その具体的な方法としては、苗木の植栽による方法が最も確実で一般的ですが、道

有林の森林の整備においては、自然力を生かした取扱いを優先することとしています。

自然力を生かした更新とは、周囲の上層木などから落下したり、鳥類やその他の動物によって運ばれた種子が発芽して稚樹となり、次世代の木々となっていくもので、このようにしてできあがった森林はその地域本来の自然環境に適合したもので、台風や森林病害虫による被害にも強い森林となると考えられます。

北海道では、林床を厚く覆うササなどによって種子の発芽や稚樹の成長が阻害されることから、刈出しやかき起しなどの作業により、発芽や稚樹の成長を促進して更新させる作業に取り組んできましたが、地域によっては、十分な成果が得られない場合もあるなど課題も残されています。

このことから、ブナやミズナラ、カンバ類など広葉樹の天然更新木を生かした災害などに強い森林づくりのほか、トドマツなどの針葉樹の天然更新木を生かした人工林の次世代更新技術の改良を進め、植栽による更新と併せて自然力を活用した効果的かつ効率的（省力的）な森林づくりを推進します。

キ　適切な保育や森林の保護の実施

択伐や植栽などにより更新木を確保した後には、それらの更新木を確実に育てていかなければなりません。このため、適期に下刈り、つる切りなどの保育を実施することにより、更新木の成長を促進するほか、病害虫や野生鳥獣などによる被害の防除を実施します。

また、エゾシカによる農林業被害が深刻となっていることから、一括入林承認により狩猟者の利便性を高めるなど、市町村、国有林、地域の関係者と連携して総合的なエゾシカ対策を実施するとともに、冬期間の森林施業と組み合わせたエゾシカの効率的な管理型捕獲の手法の開発を研究機関と連携して進めるなど道有林内におけるエゾシカ捕獲を促進します。

ク　木材利用の促進

木質資源は、「あたたかさ」や「やわらかさ」などの良さを持っているとともに、二酸化炭素を貯蔵し、加工時のエネルギー消費が鉄やプラスチックなどの他の資材に比べて極めて少なく、環境への負荷が小さい資材です。また、適切な森林整備により再生産が可能であることから、これを上手に活用していくことが大切です。

このため、道有林では、森林整備によって産出される木材・木質バイオマスを地域に供給することによって、木質資源の有効かつ積極的な活用を促進し、その利用を通じて循環型社会の構築を図り、豊かで潤いのある道民生活と地域振興に貢献します。

（３）主な事業計画

ア　実施方針

道有林の整備・管理に係る事業の実施に当たっては、道有林が所在する市町村の市町村森林整備計画を踏まえ、道有林全体で一つの森林経営計画（属人）を作成し、年度ごとの進捗状況を確認しながら計画的な事業推進に努めます。

また、路網の整備や伐採、更新など施業の集約化による効率的な事業実施を図ります。

イ　事業別の考え方と計画量

・路網整備計画

人工林資源の充実により木材の搬出を伴う間伐、主伐・受光伐の事業量が増加することから、森林施業等の効率的な実施のため、林業専用道と森林作業道を整備します。

表３－４　路網計画

単位：Km

区　分	前計画 （H19-23年度）	本計画・前期 （H25-29年度）	本計画・後期 （H30-34年度）
路網の開設	82（93）	111	118

※（）内は、実績

・造林事業計画

高齢化した人工林の計画的な世代交代を推進するため、主伐・受光伐と植栽等を増加させる一方、間伐対象齢級の人工林資源が利用期に移行するため、間伐は減少します。また、天然林については、更新対象林分の整備が進んだため受光伐、植込み等は減少します。

表３－５　造林事業計画

単位：千ha

区　分			前計画 （H19-23年度）	本計画・前期 （H25-29年度）	本計画・後期 （H30-34年度）
更新	人工林	主伐・受光伐	3.9（3.2）	6.4	7.7
		植栽等	4.8（5.1）	5.9	7.3
	天然林	受光伐	3.7（1.8）	1.5	1.6
		植込み等	4.4（2.5）	1.4	1.2
間　伐			36.0（32.6）	28.9	27.0

※（）内は、実績

・木材利用計画

人工林については、高齢化した森林の主伐・受光伐と育成途上の森林の搬出間伐を推進し、地域に木材・木質バイオマスを安定的に供給します。また、天然林については、資源の回復を図るため、伐採を抑制します。

表３－６　木材利用計画

単位：千m3

区　分	前計画 （H19-23年度）	本計画・前期 （H25-29年度）	本計画・後期 （H30-34年度）
人工林	1,480（1,792）	2,105	2,245
天然林	160（169）	97	103
合　計	1,640（1,961）	2,202	2,348

※（）内は、実績

第４　地域の特徴を生かした森林資源の多面的な活用に関する基本的事項

１　森林資源の循環利用の推進

道内のほぼ全域に分布する道有林は、地域ごとに樹種構成、人工林率、植栽木の生育状況、路網密度、地形・自然条件、さらには地域の産業構成など木材・木質バイオマスの生産条件、社会的なニーズに大きな違いがあります。道有林の森林資源の循環利用に当たっては、こうした地域ごとの特徴やニーズを踏まえ、森林の公益的機能の維持増進を確保しながら、森林整備と木材・木質バイオマスの安定供給を通じた林業及び木材産業等の健全な発展による地域経済・雇用への貢献を図るため、次のとおり進めていきます。

- 人工林資源については、面的なまとまりや路網などの生産基盤の整備状況、周辺の自然環境、地域の林業及び木材産業等の状況を勘案し、森林資源の循環利用を推進します。
- 森林施業の低コスト化を図るため、用途に応じた路網の整備を進めるとともに、路網と林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの導入を推進します。
- 天然林資源については、これまで天然木の供給により地域産業や木の文化に貢献していますが、大径木の減少や生物多様性保全への配慮などの課題があるため、こうした課題の解決に向け資源把握や持続可能な利用量などについて調査・検討を実施します。

２　森林の多面的な活用の推進

森林の多面的機能は、森林が所在する地域社会に密着したものであり、古くから地域を構成する要素として様々な形で活用されてきました。このため、地域ごとに異なる様々な森林を有する道有林の特徴を生かし、地域ニーズを踏まえ、道有林の多面的機能を最大限に活用します。

具体的には、道有林の見どころと地域の素材を生かしたエコツアーなど観光資源としての場や森林療法の場として活用を進めるほか、渓畔林の保全、人工林の適切な間伐、侵入広葉樹を生かした天然林への誘導など森林整備を通じた飲用水、農業用水の確保や漁場の水質保全など道民生活や他産業への貢献、森林保全や森林巡視などを通じた希少野生動植物の生育・生息地の保全による学術的な面での活用、人工林の整備により認証を受けたオフセット・クレジット（J-VER)を利用した地球温暖化の防止や地域活性化への活用などを進めます。

【対象となる資源】

- 農業用水の確保、漁場の保全などに寄与するきれいな水の供給源
- 山地災害などを防止し地域住民の生活や産業基盤などを守る場
- 大雪山、羊蹄山、ニセコ連峰、雨竜沼湿原、松山湿原などの観光資源
- 真狩、アポイ、チミケップ、厚岸の樹木園など地域住民の憩いの場
- 登山、山菜採り、釣り、狩猟、スキー場など森林レクリエーションの場
- 豊似湖、チミケップ湖など湖沼や史跡・名勝などと一体となった自然景観
- アポイ岳や幌満岳など希少野生動植物の生育・生息地
- 人工林の整備による森林吸収量として認証を受けたオフセット・クレジット（J-VER）　など

3　新たな施業技術の実証の場としての活用の推進

道有林の整備・管理を進める中でそれぞれの地域において培ってきた技術に加え、研究機関と連携を図りながら公益的機能を維持増進させる施業技術や森林施業と組み合わせた効率的なエゾシカ捕獲手法の確立、森林施業の低コスト化、路網の整備など新たな技術の導入に努め、総合的な実証の場として活用します。

また、道有林を実証の場として活用するに当たっては、地域ニーズを把握し、地域と連携して試験林を設定するなど成果の普及に努めます。

第５　道民や地域との連携に関する基本的事項

1　地域と一体となった森林づくりの推進

地域の貴重な財産である道有林を活用して地域に貢献するためには、森林の整備、産出された木材・木質バイオマスの流通・加工、さらには流域保全、エゾシカ対策などについて、川上から川下までの関係者が連携して取組を進めていくことが重要です。

このため、道有林の整備・管理に当たっては、これまで取組を進めてきた所管を越えた一体的な森林整備の実施や地域材のブランド化に貢献する森林認証の取得、エゾシカ対策の実施に加え、面的なまとまりの確保を図る一般民有林との共同による森林経営計画の作成や地域ごとに特徴がある森林資源の育成・利用の検討などについて、国有林、一般民有林と一体となった取組を進めていきます。

2　施業技術の継承と地域への普及の推進

（１）森林施業の技術者等の育成・確保及び技術・技能の継承

地域の多様な自然環境やニーズに対応した森林づくりを支援するため、職員に対する専門的な技術研修の実施により、地域の森林の整備・管理を総合的に担う技術者の育成を図ります。

また、道有林の整備事業において、新たな施業技術の開発・普及等の取組を進め、職員はもとより、地域の技術者・林業事業体の育成・確保や技術・技能の継承に努めます。

（２）森林整備の技術や事例に関する積極的な情報発信と普及

森林づくりの技術や複層林施業、自然力を活用した更新技術などの整備事例に関して、林業普及指導活動と連携するなどの方法により、道民や地域の林業関係者などに対して積極的な情報の発信・提供と共有に努め、地域の森林づくりの推進に貢献します。

3　道民の理解と参加の促進

（１）道有林を活用した道民の理解と参加の促進

近年は、ライフスタイルの変化により、団塊の世代などに自然志向の高まりやスローライフの気運が見られます。これら多くの方々に自由な発想や形態で森林づくりを楽しんでいただくとともに、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」をテーマに、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と森や木との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む「木育」を推進していくことが必要です。

このことから、道民の自主的な森林づくりなど様々な道民活動の場として道有林を活用することにより、森林づくりそのものを楽しんでいただき、道有林を道民に身近

なものとするほか、子どもたちの森とのふれあいや学習への協力を通じて、森林づくりへの理解の促進に努めることとし、具体的には、

・木育マイスター、森林インストラクターなどと連携し、林業体験や自然観察、環境学習など、「木育」や様々な道民活動の場として道有林の利活用を促進します。

・ボランティアの活動では、これまでの森林づくりに加え、森林づくりの方法を自分たちで考え実践されており、今後とも協定のもとで市民団体などが自主的な森林づくりを行う場を提供します。

・様々な機会を活用して道民の意識やニーズの把握に努めるとともに、道有林が果たしている役割や森林づくりの考え方、手法などへの理解の促進に努めます。

（２）事業評価と情報公開、地域との合意形成の推進

道民の理解を得て合理的な森林の整備・管理を行うためには、常に情報を公開し、事業が目的どおり有効に実施されているか評価し、その経過や結果をわかりやすく道民に説明するとともに、次の基本計画や整備管理計画に反映させることが重要です。

このため、事業の計画や実績をホームページなどで積極的に公表するとともに、森林づくりの成果について、具体的な指標による分かりやすい評価を行うよう努めます。

また、地域住民との意見交換会を開催し、森林施業の方法などについて現地で意見交換を行い、森林づくりに道民の意見を反映させるなど、地域との合意形成の推進に努めます。

第６　整備管理計画の策定

管理区ごとの整備管理計画の策定に当たっては、本計画に基づくほか、地域森林計画及び市町村森林整備計画に適合するよう、水源の涵養や山地災害の防止、二酸化炭素の吸収・貯蔵、野生動植物の生育・生息の場の提供、木材等の供給など森林の果たすべき役割や森林の現況など地域の特性に応じた施業方法及び事業量を計画するものとします。

第７　計画の推進体制

１　推進体制

本計画の具体的な推進に当たっては、市町村、地域の森林づくりに取り組む団体、国有林との連携・協力を図るとともに、道民共通の財産である道有林を公益のために整備・管理していくという観点から、道民全体の理解を得ながら進めることが重要です。

このため、市町村や地域の林業・木材産業、観光業、森林づくりに取り組む団体などの関係者との連携を一層強化し、森林資源の多面的な活用を推進するとともに、地域ごとに異なる道有林の特徴を踏まえて、効率的・効果的な整備・管理の推進に努めます。

市町村との連携については、道と所在市町村で設置する「道有林野所在市町村意見交換会」や、道有林を所轄する各森林室とその所在市町村で設置する「市町村連絡協議会」等において、連携して取り組む施策や諸課題の解決などについて検討・調整を行います。

国有林との連携については、道と北海道森林管理局で組織する「北海道林政連絡会議」や、道の各総合振興局・振興局及び北海道森林管理局の各事務所等で組織する「地域林政連絡調整会議」等において、森林認証の取得やエゾシカ対策、生物多様性の保全など具体的な連携の検討・調整を行います。

また、地域住民との意見交換会の開催や道民に対するアンケート調査、ホームページ

の活用などにより、道民の意見の聴取に努め、道有林の整備・管理への反映を図ります。

2　推進管理

本計画の実効性を確保するため、目標の実現に向けた事業の進捗状況や効果等を、毎年、点検・評価し、その結果についてホームページに公表します。

なお、事業効果等の評価に当たっては、引き続き森林の機能を客観的に評価する手法などを活用するとともに、その評価の結果を森林施業に反映させるため、森林生態系の順応的管理に係る手法について、研究機関と連携してモデル的な取組を実施するなど検討を進めます。

用語解説

用語	解説
ア行	
【植込み】	複層林施業に当たって、天然更新木の発生が不良であったり、天然更新木があまりなく将来の成林が期待できない場所に対して、苗木を植栽すること。
【オフセット・クレジット（J-VER)】	オフセット・クレジット（J－VER）認証運営委員会（環境省）から認証・発行を受けた国内の自主的な温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトから生じたCO2 削減・吸収量のクレジット。オフセット・クレジット(J-VER)は、市場において流通するため、カーボン・オフセット等に活用が可能。
カ行	
【皆伐】	主伐の一種で、林木を一時に全部又は大部分伐採すること。
【かき起こし】	種子の落下による自然発生を促進するため、ササ等の植生を根ごと取り除く作業。
【刈出し】	ササ等に埋もれている自然発生した稚樹を育てるためや自然発生の促進のためにササ等の植生を刈払う作業。
【間伐】	林木の成長に伴い過密になった森林において、一部林木を伐採し密度を調整する作業。
【木の文化】	暮らしと森林・木材が深く関わり、森林から供給される木材を、工夫を凝らし愛着を持って、住宅、家具、日用品など様々な形で暮らしに生かすこと。
【高性能林業機械】	立木の伐倒や枝払い、玉切り、集材など、森林での丸太生産の作業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械。 枝払い：伐採した樹木の枝を幹から切り離すこと。 玉切り：枝払いした幹を一定の長さに切断して丸太にすること。 集　材：丸太などを輸送に便利な地点まで集めること。
サ行	
【下刈り】	植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、植栽木の成長最盛期の春から夏の間に行う。
【市町村森林整備計画】	森林法に基づき市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。
【受光伐】	複層林などを造成する場合に、下層木が成長できるように、陽光を調節するために行う伐採。道有林では、既にある下層木に加え、新たに植え付ける苗木が陽光を受け健全に成長することを目的に行う伐採も含む。
【主伐】	利用できる時期に達した立木を収穫するために伐採することで、次の世代の樹木の育成（更新）を伴う伐採。
【順応的管理】	生物多様性など不確実性を伴う対象を取り扱うための考え方で、当初の予測どおりにならない事態も起こり得ることをあらかじめ管理システムに組み込み、常にモニタリングを行いながらその結果に合わせて対応を変えるような柔軟な管理方法。
【針広混交林】	トドマツ、エゾマツなどの針葉樹とミズナラ、イタヤカエデなどの広葉樹が混じり合って成立している森林。
【人工林】	人手による植栽などを行い成立した森林。
【森林インストラクター】	森林を利用する一般の人に対して、森林や林業に関する適切な知識を伝えるとともに、森林の案内や森林内での野外活動の指導を行う者。一般社団法人全国森林レクリエーション協会が認定。
【森林環境育成林】	生活用水の確保、漁業資源の保護、森林景観の保全、希少動植物の保護、その他公益的機能の維持増進のため保全すべき森林。（保全施業林分）
【森林経営計画】	森林所有者や森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、対象となる森林について、造林や伐採、森林の保全などに関してたてる5年間の計画
【森林資源の循環利用】	森林は伐採を行っても、造林・間伐など適切な整備を行うことにより再生することが出来る“再生可能な資源”であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用する考え方。
【森林室】	道有林の整備・管理、森林施業技術などの普及指導、木育を通じた協働による森林づくりの推進等を行っている組織。全道に17カ所の森林室がある。
【森林整備】	造林、下刈り、間伐などの作業や森林に被害を与える森林病害虫等の防除、森林の手入れのために必要な路網の整備などを通じて森林を育成すること。
【森林施業】	目的とする森林を育成するために行う造林、保育、間伐などの森林に対する人為的働きかけ。
【森林認証】	独立した第三者機関が一定の基準等を基に、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織などを認証（森林認証）し、それらの森林から生産された木材・木材製品ラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援（木材認証）する取組。現行の制度としては、世界レベルの認証制度であるFSC（森林管理協議会）やPEFC（森林認証プログラム）、我が国独自の認証制度であるSGEC（「緑の循環」認証会議）などがある。
【森林の多面的機能】	水源の涵養、国土の保全、生活環境の保全、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給など森林の持つ様々な機能。
【生物多様性】	遺伝子、生物種、生態系のレベルで多様な生物が共存していること。
【造林】	人為的な方法で、目的に合わせて樹木を植えること。また、より広い意味では、植栽、保育、間伐などの総称。

用語	解説
【択伐】	主伐の一種で、林分内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。
【地域森林計画】	森林法に基づき知事が全国森林計画に即して、森林計画区ごとの民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。伐採、造林、林道、保安林などの整備の目標等を設定。なお、北海道は、13の森林計画区に区分。
【地球温暖化】	温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなどの気体）が大気中に増加することにより、地表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。
【天然林】	主として天然の力により生育し成立した森林。
ハ行	
【複層林】	樹齢や樹高等が異なる複数の樹冠層を有する森林。単層林と対比される。
【保安林】	森林法に基づき水源のかん養、土砂の流出その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など特定の公共目的を達成するため、一定の制限（立木竹の伐採、土地の形質を変更する行為などの制限、植栽の義務）が課せられている森林。
【保育】	健全な森林を育成するために植栽から伐採までの間に行う、下刈り、つる切り、除伐、間伐などの作業。
【保健利用林】	保健休養のための利用施設等の整備を行って、地域住民などの森林レクリエーションの場に供する森林。（保全施業林分）
【保護林】	林況が希少性又は特異性を有しているため、恒久的に保存し、生態的な観察を通じて学術研究に資するとともに、施業の参考とするために設定された森林。（保全施業林分）
マ行	
【木育マイスター】	森林体験や木工体験など木育活動の企画立案や指導、アドバイス、コーディネートができる人材で、北海道が認定する木育の指導者。
【木質バイオマス】	「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼び、そのうち、木材に由来するものをいう。樹木の伐採や造材ときに発生する枝・葉や未利用間伐材などの林地未利用材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑のほか、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などがある。
ラ行	
【林業事業体】	森林所有者からの受託または請負等により、森林の造成・育成や木材の生産などを行う森林組合、造林業者、素材生産業者等の事業体。
【林業専用道】	幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、森林施業の用に供する道路をいい、従来の林道と比較して、地形に沿った屈曲線形及び波形勾配を採用して土工量の軽減を図り、簡素な構造を目指す新たな林道。
【林種】	森林の成立状態によって区分したもの。一般的に、人工林、天然林、伐採跡地、未立木地、更新困難地に区分されている。
【林地保全林】	急傾斜地、崩壊危険地、湿地等国土保全上の理由から保全すべき森林。（保全施業林分）
【林分】	樹種、林齢、林種といった林相がほぼ一様で、隣接する森林と区別できるような条件を備えた森林。
【列状間伐】	植栽列や斜面方向等に沿って直線的に伐採する間伐方法。林業機械による作業が可能なため、生産性、労働安全性の向上が期待できる。
【路網】	森林の管理や整備、林産物の搬出、森林レクリエーションなど、森林へのアクセスに利用される道路のネットワーク。主に林道（幹線、支線）と森林施業のために使用する林業専用道、森林作業道で構成。